

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会
放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)に対する意見

ページ	項目	意見
5 ページ	<p>3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針</p> <p>(2) ①「ア. 放送技術の高度化の実験・実証」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上テレビ放送の高度化には、①視聴者のニーズに応じた多様な放送サービスや受信形態を実現し、国民生活の利便性を向上させる、②地域に寄り添い、地域の視聴者から期待される公共的役割をしっかりと果たしていく、という2つの視点が欠かせません。このため技術的可能性やサービスの実現可能性について、中長期的な視点で可能な限り幅広く検討することや、放送技術の高度化の実験・実証を進めることは有意義であると考えます。したがって、「次世代の地デジの放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、放送大学の地デジ跡地を技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当である」との方向性は妥当であると評価します。 ● ただし、地上テレビ放送の高度化は放送技術の観点だけでなく、国民・視聴者のニーズや事業性の有無、費用負担のあり方など多角的な検討を要する重要な課題です。このため既存の地上テレビ放送の高度化には、国民・視聴者、行政、放送事業者をはじめとするさまざまなステークホルダーの合意が不可欠です。特に民放事業者にとっては高度な経営判断が求められる課題であることに留意いただくことを要望します。
5 ページ	<p>3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針</p> <p>(2) ①「イ. 技術以外の実験・実証」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送大学の地上テレビ放送は大学教育放送を目的とし、その放送対象地域は基幹放送普及計画で「関東広域圏（関東広域圏のうち授業実施予定地域）」と規定されていました。営利を主たる目的とせず、関東全域をカバーできない点において、特殊な性格を有しています。 <p>放送大学の地上テレビ放送跡地の活用はその特殊性に鑑み、引き続き営利を主たる目的とせず日本社会が直面する課題解決に資する方策を検討することが適切であると考えます。総務省放送用周波数の活用方策に関する検討分科会で意見のあった、地方のコンテンツや海外向けに制作されたコンテンツの活用可能性を検討することは有意義であると評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術以外の社会的な実験・実証の可能性の検討について、

		<p>「他の地上放送に影響を及ぼさないよう、実施エリアや技術的要件等についても事前に十分な整理や関係者との調整を行う必要があることに留意しつつ、今後、検討を行うことが必要である」との指摘は重要です。</p> <p>地上基幹放送は、非常災害時に国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。放送技術および社会的な実験・実証が原因となって混信障害が発生するなど、万が一にも国民・視聴者が不利益を被ることがあってはいけません。地上基幹放送が担う公共的な役割が毀損されることのないよう、関係者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。</p>
8 ページ	<p>4. V-High帯域の活用方針 (2) ②「関連制度の整備の基本的方向性」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「V-High帯域は通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムの割当てが可能であることを踏まえ、現時点において、通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合には、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当である」との方向性が示されていますが、そうしたシステムに対し経済的価値を踏まえた割当制度をむやみに拡大することは、結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスの存続に支障をきたしかねないと危惧します。 ● 携帯電話や携帯端末向け放送のように、一の事業者が広範囲に電波を使用するシステムには特定基地局開設計画の認定制度が設けられているのに対し、地上基幹放送（AM放送、短波放送、FM放送、テレビジョン放送）は国がその社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、制度的に一線を画するものです。 <p>地上基幹放送は国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当制度の対象とすべきではないと考えます。</p>